



市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏(スタジオジブリ)に描いていただいた市のイメージキャラクターです。



ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>

モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.htm>

毎月1・15日発行

世帯と人口

28.1.1 現在

世帯数 58,011 (3減) 男 58,439 (22減)  
人口 117,978 (20減) 女 59,539 (2増)

※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。( )内は前月比

主な内容

◆お知らせ

平成28年度市職員募集、個人番号カード交付開始、通知カード受け取りの臨時窓口開設、人事行政の運営等の状況 ほか …2~8・12面

◆健康ガイド

健康講演会、BCG接種、離乳食教室、簡単!パランスよくおいしい食事 ほか …9面

◆福祉のひろば

認知症高齢者を支える介護者の集い、精神保健福祉ボランティア養成講座 ほか …9面

◆催し

環境学習講座、子ども・若者の地域の居場所づくり講座、学芸大クラブ運動教室 ほか…10~12面

# 市・都民税(住民税)、所得税および復興特別所得税 間もなく申告の時期です

申告期間は 2月16日(火)~3月15日(火)

市・都民税(住民税)、所得税および復興特別所得税の申告の準備はお済みですか。期間内に、正しい申告をしましょう。

## 事業主の皆さんへ 従業員の個人住民税は 給与から差し引く 特別徴収で

従業員(給与所得者)の個人住民税は、事業主(給与支払者)が、毎月従業員に支払う給与から差し引き、納入していただく特別徴収が原則です。東京都と都内全62区市町村では、平成26年度~28年度を、オール東京で特別徴収を行う推進期間としています。ご理解とご協力をお願いします。

申告していただくのは、平成27年中の所得です。申告用紙は、市・都民税は2月8日(月)に市役所から、所得税および復興特別所得税(以下所得税)は1月下旬に税務署から、前年の状況に応じてそれぞれ郵送します。用紙が届かなかった方や新たに必要となった方は、市または税務署までご連絡ください。なお、武蔵野税務署では、2月10日(水)より申告書作成会場を開設します。また、同税務署では、2月21日(日)、28日(日)午前8時30分~午後5時(相談は午前9時から)、市では、申告期間中の日曜日午前9時~午後1時に臨時窓口を開設して申告書の受け付けを行います。確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税欄の記載漏れにご注意ください。

### 〈市・都民税の申告〉

所得が給与のみの方で勤務先から「給与支払報告書」が小金井市に提出されている方、所得が公的年金のみの方で支払先から「公的年金等支払報告書」が小金井市に提出されることになっている方以外は、市・都民税の申告が必要です。申告の際は、平成27年中の所得や控除に関する書類(源泉徴収票、生命保険や国民年金保険料の支払額証明書等)をご用意ください。なお、所得税の確定申告をする方は、市・都民税の申告をする必要はありません。

### 〈公的年金等を 受給している方へ〉

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、

作成済みの還付申告書は、1月から税務署で受け付けています。

確定申告書は、2月上旬から、午前8時30分~午後5時(土曜・日曜・祝日を除く)に市民税課(市役所第二庁舎3階)でも配布します。(数に限りがあります)

### 〈国税庁ホームページで 確定申告書が作成でき ます〉

作成した申告書はe-Taxで送信できるほか、プリンアウトして税務署に提出できます。また、申告書等の様式をホームページからダウンロードできます。

### 税理士による 無料申告相談

所得税の確定申告が不要の方でも、医療費控除、各種保険料控除などを追加することで、市・都民税が減額となる場合があります。この場合、市・都民税の申告書の提出が必要となります。

受付日時 2月4日(木)、5日(金)、8日(月)午前9時30分~11時、午後1時~3時(8日は10時30分から受付)

### 1月15日~21日は 防災とボランティア週間

阪神淡路大震災が発生した1月17日を含む防災とボランティア週間に、防災に関するイベントを実施します。

【広報展示】  
期間中、災害時支援ボランティアの募集や、地域防災力向上を目的とした展示を行います。  
【災害時支援ボランティア講習】  
ボランティア登録者を対象とした応急救護訓練、救助訓練、防災に関する講話を実施します。  
とき 1月17日(日)午前9時~正午  
ところ・問合せ先 小金井消防署(☎042-384-0119)

### 1月26日は 文化財防火デー

文化財防火デーは、昭和24年1月26日に奈良の法隆寺壁画が火災により焼失したことを契機に、文化財を災害から守る防火防災意識の高揚を図ることを目的に制定されたものです。

小金井消防署では、貴重な文化財を保有する江戸東京たてもの園で消防演習を実施します。  
とき 1月26日(火)午前9時から  
ところ 江戸東京たてもの園(都立小金井公園内)  
問合せ先 小金井消防署(☎042-384-0119)

